お客さまの個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的について

当組合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。以下「法」といいます。)に基づき、お客さまの個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

なお、個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報、ならびに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 16 年金融庁告示第 67 号)に定められた機微(センシティブ)情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 5 条の 9 の 6 に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

(1)業務内容

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する 業務
- ②保険販売業務、証券仲介業務等、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 (今後取扱いが認められる業務を含む。)

(2) 利用目的

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用 いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に係る妥当性の判断 のため
- ⑥与信業務に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な 業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ②各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ③組合員資格の確認および管理のため
- (4) その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため。
- ⑤防犯カメラの映像利用につきましては、お客さまの安全ならびに財産の保護および 防犯上の必要のため

これらの利用目的につきましては、当組合のホームページや本支店の店頭で公表いた しますほか、ご本人に通知する場合は書面で行います。

入出金取引や振込取引など個人情報の取得の状況から見て利用目的が明らかな場合等を除き、ご本人との間で契約を締結することに伴って、直接書面でご本人の個人情報を取得する場合は、これらの利用目的をご本人に明示いたします。

また、住宅ローン取引など与信取引に際しましては、これらの利用目的の明示と併せ、 当該利用目的について、ご本人の同意をいただきます。

2. 機微(センシティブ)情報の取扱いについて

当組合は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 16 年金融庁告示第 67 号)に基づき、機微(センシティブ)情報(政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報)は、同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得、利用または第三者提供いたしません。

3. 個人データの正確性の確保について

当組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データが正確かつ最新の内容に保たれるよう努めます。お届け事項に変更があったときは、書面によりお取引店にお届けください。

4. 開示請求等手続について

当組合は、法第24条第2項、第25条第1項、第26条第1項または第27条第1項も しくは第2項に基づき(以下、これらの手続きを総称して「開示請求等手続」といいま す。)、ご本人またはその代理人からのご依頼により、以下の要領で開示請求等手続に対 応いたします。

(1) 開示請求等手続の対象となる保有個人データの項目

氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先(勤務先名または職業・電話番号)、取引残高(科目、口座番号、残高)、取引の履歴に関する情報 等

(2) 開示請求等手続の受付窓口

- 1. 当組合本支店窓口
- 2. 〒939-1371 砺波市栄町5番26号

富山県信用組合 総務部

TEL (0763) 33-3351

FAX (0763) 33-7350

E-Mail Kenshin@toyama-kenshin.co.jp

【受付時間】午前9時00分~午後5時00分

(当組合の休業日を除く)

連絡をいただき次第、所定の依頼書を郵送いたしますので、必要事項をご記入いただき、依頼書に必要書類を添付の上、ご返送ください。

(3) ご提出いただくもの

- ①個人データ開示依頼書(法第25条第1項に基づく開示請求の場合)
- ②個人データの訂正等または利用停止等の依頼書(法第26条第1項に基づく訂正、追加、削除および第27条第1項に基づく利用停止または消去の場合)
- ③個人データの第三者への提供に関する停止依頼書(法第27条第2項に基づく第三者提供の停止の場合)
- ④本人確認のための書類(運転免許証やパスポート等の写し1点)
- ⑤代理人による開示請求等の場合は、上記④に加えて代理権があることを確認するための書類

(4) 手数料

法第 25 条第 1 項に基づく開示請求の場合は、口座振替等により、当組合所定の手数料をいただきます。

開示を依頼する情報	手数料 (消費税込)	
氏名、住所、電話番号、生年月日、 勤務先(勤務先名または職業・電話番号)	左記一括	880 円
取引残高(科目、口座番号、残高)	特定日毎	2, 200 円
取引の履歴に関する情報	1ヵ月分(※)	550円
上記以外の情報	1項目毎	1, 100 円

(※)期間は暦月ベースで計算。(例) 令和2年3月25日から令和3年3月10日は、 2ヵ年分として計算します。ただし、預金種類が複数の場合は、重複していただき ません。

(5)回答方法

ご本人よりお届けいただいた住所宛にご郵送する方法により、遅滞なく書面にて回答いたします。なお、代理人によるご依頼の場合であっても、原則、ご本人に直接回答することといたしておりますので、あらかじめご了承願います。

(6) 開示請求等手続に関して取得した個人情報の利用目的

開示請求等手続により当組合が取得した個人情報は、当該手続のための調査、ご本人ならびに代理人の本人確認、手数料の徴収、および当該開示請求等に対する回答に利用いたします。

(7) 開示しない場合のお取扱いについて

次に定める場合は、開示いたし兼ねますので、あらかじめご了承願います。開示しないことを決定した場合は、その旨理由を付して通知申し上げます。また、開示しなかった場合についても、所定の手数料をいただきます。

- ①ご本人の確認ができない場合
- ②代理人によるご依頼に際して、代理権が確認できない場合
- ③所定の依頼書類に不備があった場合
- ④所定の期間内に手数料のお支払いがない場合

- ⑤ご依頼のあった情報項目が、保有個人データに該当しない場合
- ⑥本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ⑦当組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

5. 個人信用情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供ならびに利用について

- (1) 当組合は、個人信用情報機関およびその加盟会員(当組合を含みます。)による個人情報の提供・利用について、申込書・契約書等により、下記のとおり個人情報保護法第23条第1項に基づくお客さまの同意をいただいております。
 - ①当組合が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関にお客さまの個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約の内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、当組合がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の9の5により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。以下同じ。)のために利用すること。
 - ②下記の個人情報(その履歴を含む。)が当組合の加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されること。

登録情報	登録機関
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵	下記の情報のいずれかが登録されている
便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務	期間
先等の本人情報	
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の	契約期間中および契約終了日(完済してい
内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、	ない場合は完済日)から5年を超えない期
強制回収手続、解約、完済等の事実を含	間
む。)	
当組合が加盟する個人信用情報機関を利	当該利用日から1年を超えない期間
用した日および契約またはその申込みの	
内容等	
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超
	えない期間、取引停止処分は取引停止処分
	日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から 10 年
	を越えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中であ	当該調査中の期間
る旨	
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情	本人から申告のあった日から 5 年を超え
報	ない期間

(2) 当組合は、当組合が加盟する個人信用情報機関において、下記のとおり個人情報保護

法第23条第4項第3号に基づく個人データの共同利用を行っております。ただし、個人情報保護法の全面施行(平成17年4月1日)後の契約については、前記(1)に記載のとおり、お客さまの同意をいただいております。

- ①共同利用される個人データの項目 官報に掲載された情報(氏名、住所、破産等の旨、日付等)
- ②共同利用者の範囲

全国銀行個人信用情報センターの会員および全国銀行協会

- (注)全国銀行個人信用情報センターは全国銀行協会が設置、運営する個人信用情報機関で、その加盟資格は次のとおりです。
- ア. 全国銀行協会に正会員として加盟している銀行
- イ. 上記ア以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関
- ウ. 政府関係金融機関またはこれに準じるもの
- エ. 信用保証協会法 (昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号) に基づいて設立された 信用保証協会
- オ. 個人に関する与信業務を営む法人で、上記アからウに該当する会員の推薦を 受けたもの
- ③利用目的

全国銀行個人信用情報センター会員における自己の与信取引上の判断

- ④個人データの管理について責任を有する者の名称 全国銀行協会
- (3) 上記のほか、上記の個人情報は、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用される場合があります。
- (4)上記の個人信用情報機関は、次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当組合ではできません。)。
 - ①当組合が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター

http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

Tel 03 - 3214 - 5020

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

②同機関と提携する個人信用情報機関

㈱日本信用情報機構

http://www.jicc.co.jp/

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1

Tel 0120 — 441 — 481

主に貸金業者、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信

事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

㈱シー・アイ・シー

http://www.cic.co.jp

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 1EL0120-810-414

主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

6. 個人情報の委託について

当組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合があります。委託に際しましては、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

7. 個人情報の共同利用について

当組合は、以下の内容におきまして、お客さまの個人データを、共同利用させていた だいております。

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引銀行等に多くの弊害をあたえることとなります。このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客さまおよび当座取引開始をご相談されたお客さまの個人データにつきましては、手形交換所等に提供され、参加金融機関等で後掲(1)に掲げる情報の還元や当座取引開設のご相談時の取引停止処分者の照会において共同利用を行っております。

(1) 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人(為替手形については引受人です。以下同じです。) および当座取引開設の依頼者に係る情報で、次のとおりです。

- ①当該振出人の氏名(法人であれば名称・代表者・代表者肩書)
- ②当該振出人について屋号があれば当該屋号
- ③住所(法人であれば所在地。郵便番号を含みます。)
- ④当座取引開設の依頼者の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書・屋号が あれば当該屋号)
- ⑤生年月日
- ⑥職業
- ⑦資本金(法人の場合に限ります。)
- ⑧ 当該手形・小切手の種類および額面金額
- ⑨不渡報告(第1回目不渡)または取引停止報告(取引停止処分)の別
- ⑩交換日(呈示日)
- ⑪支払銀行(部・支店名を含みます。)
- (12)持出銀行(部・支店名を含みます。)
- 13不渡事由

- (4)取引停止処分を受けた年月日
- ⑤不渡となった手形・小切手の支払銀行(店舗)が参加している手形交換所および当該手形交換所が属する銀行協会
- (注)上記①から③に係る情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が 支払銀行に届出られている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載 されている情報を含みます。
- (2) 共同利用者の範囲
 - ①各地手形交換所
 - ②各地手形交換所の参加金融機関
 - ③全国銀行協会が設置・運営している全国銀行個人信用情報センター
 - ④全国銀行協会の特別会員である各地銀行協会 (各地銀行協会の取引停止処分者照会センターを含みます。)
 - (注) 共同利用者の実際の範囲につきましては、「不渡情報を共同利用する金融機関等の 範囲」または下記のホームページをご参照ください。

http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/koukan/index0600.html

(3) 利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称

不渡となった手形・小切手の支払銀行(店舗)が参加している手形交換所の属する銀 行協会

以上

不渡情報を共同利用する金融機関等の範囲

(H24. 10. 9 現在)

責任を有する者	社団法人富山県銀行協会	住所:〒930-0046
		富山市堤町通り1-3-5
		平和ビル内
		電話:076-421-8840
手形交換所名	富山手形交換所	住所:〒930-0046
		富山市堤町通り1-3-5
		平和ビル内
		電話:076-421-8840
	高岡手形交換所	住所:〒933-0026
		高岡市片原町 1-1
		北陸銀行高岡支店 3 F

		電話:0766-29-0075	
参加金融機関名	《富山手形交換所》	《高岡手形交換所》	
	北陸銀行	北陸銀行	
	みずほ銀行	富山銀行	
	三井住友銀行	北國銀行	
	北國銀行	福井銀行	
	富山銀行	富山第一銀行	
	第四銀行	高岡信用金庫	
	三井住友信託銀行	富山信用金庫	
	福井銀行	高岡市農業協同組合	
	富山第一銀行	砺波信用金庫	
	商工組合中央金庫	富山県信用組合	
	富山信用金庫	新湊信用金庫	
	高岡信用金庫	氷見伏木信用金庫	
	富山県信用組合	石動信用金庫	
	にいかわ信用金庫	商工組合中央金庫	
	新湊信用金庫	北陸労働金庫	
	みずほコーポレート銀行	いみず野農業協同組合	
	みずほ信託銀行	となみ野農業協同組合	
	イオ信用組合	なんと農業協同組合	
	富山県信用漁業協同組合連合会	· 福光農業協同組合	
	北陸労働金庫	氷見市農業協同組合	
	富山市農業協同組合	いなば農業協同組合	
	なのはな農業協同組合	富山県信用漁業協同組合連合会	
	あおば農業協同組合	ゆうちょ銀行	
	鵜坂農業協同組合		
	魚津市農業協同組合		
	黒部農業協同組合		
	黒部市信用農業協同組合		
	みな穂農業協同組合		
	アルプス農業協同組合		
	農林中央金庫		
	中央商銀信用組合		
	ゆうちょ銀行		
その他共同利用する	〇富山手形交換所、高岡手形交換所の不渡情報は、社団法人富山県銀行協		
者	会(取引停止処分者照会センターを含みます。)に登録しております。		
	〇富山手形交換所、高岡手形交換所の不渡情報は、全国銀行個人信用情報		
	センターに登録され、同会員のうち全国の手形交換所参加金融機関に提		
	供されます。		
	〇社団法人富山県銀行協会は、上記富山県内の各手形交換所における法人		
	に係る不渡情報についても取引	停止処分者照会センターに登録し、各手	

形交換所の参加金融機関からの照会に対して回答を行っています。